

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
霧島市	隼人A地区（内・姫城・東郷・西光寺・松永・嘉例川集落）	令和3年3月8日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	166.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	166.0 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	148.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>隼人A地区内の耕地面積166.0haに対し、75才以上の農業者の耕作面積が148.2ha(89%)であるため、新たな農地の受け手を確保するための対策が必要である。</p> <p>高齢化の進行が著しく、農地の保全管理が困難となり、耕作放棄地の増加が懸念される。集落営農組織など、受け皿となるような組織の検討が必要である。</p> <p>農地の幹旋の際、不要になった農機具を譲り受ける等、受け手のメリットになる仕組みづくりを検討したい。</p> <p>鳥獣害対策が必要である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>隼人A地区の農地利用は、中心経営体が規模拡大を行い、集落内の農地を耕作するほか、引き続き営農意欲があるものは自作を続ける。</p> <p>新たな基盤整備を検討する一方、既に基盤整備された農地を中心経営体へ集約していく。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	19 人		7,911 a		7,891 a	
認農法	12 人		2,921 a		4,089 a	
認就	2 人		68 a		219 a	
集						
到達						
計	33 人		10,899 a		12,199 a	